



平成 24 年 2 月 20 日

各 位

上場会社名 株式会社 丸 栄
本社所在地 名古屋市中区栄三丁目 3 番 1 号
代 表 者 取締役社長 京 極 修 二
コード番号 8 2 4 5
上場取引所 名証・東証・各第 1 部
問い合わせ先 責任者役職名 取締役総務本部長
氏 名 渡 邊 克 哉
電話 (052) 264—1211(代表)

『(追加)「投資有価証券売却益に関するお知らせ」の一部追加について』

当社は、当社が保有する投資有価証券の一部を売却したことにより、投資有価証券売却益が発生した旨平成 24 年 2 月 14 日に開示いたしました。本投資有価証券の譲渡先に、支配株主が含まれており、支配株主との取引等に該当いたしますので、下記の内容を追加しお知らせいたします。尚、譲渡先は 2 社であり、当社の支配株主と支配株主でない企業それぞれに同株数・同価格にて譲渡いたしました。追加箇所につきましては下線を付しております。

記

〈追加前〉

1. 投資有価証券売却益の発生日

平成 24 年 2 月 14 日

2. 投資有価証券売却の理由

財務体質の強化を図るため。

3. 投資有価証券売却の内容

(1) 売却資産の種類： 当社保有非上場有価証券 1 銘柄

(2) 売却益 : 4 6 1 百万円

4. 今後の見通し

今回の売却により、平成 24 年 2 月期第 4 四半期において、特別利益に上記投資有価証券売却益 4 6 1 百万円を計上する予定であります。

なお、平成 24 年 2 月期の業績予想に与える影響につきましては、この売却益を含め現在算定中であり、修正が必要と判断される場合には速やかに公表いたします。

〈追加後〉

1. 投資有価証券売却益の発生日

平成 24 年 2 月 14 日

2. 投資有価証券売却の理由

財務体質の強化を図るため。

3. 投資有価証券売却の内容

(1) 売却資産の種類： 当社保有非上場有価証券 1 銘柄

(2) 売却益 : 4 6 1 百万円

(3) 譲渡先 : 合計 2 社 (支配株主・他 1 企業)

※尚、譲渡先である他 1 企業の名称・譲渡価格・譲渡銘柄につきましては、公表しないことを前提に譲渡契約しているため、非公表とさせていただきます。

4. 今後の見通し

今回の売却により、平成24年2月期第4四半期において、特別利益に上記投資有価証券売却益461百万円を計上する予定であります。

なお、平成24年2月期の業績予想に与える影響につきましては、この売却益を含め現在算定中であり、修正が必要と判断される場合には速やかに公表いたします。

○ 支配株主との取引等に関する事項

本投資有価証券売却は、支配株主との取引等に該当します。当社が平成23年5月31日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本投資有価証券売却における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、親会社とは人的、資金的関係において緊密な関係にありますが、当社独自の事業活動及び自立した経営において制約を受けることはなく、上場会社として独立性を有するほか、少数株主の保護に反していることはないものと認識しております。

当社は本投資有価証券売却の売却価額決定については、当社及び支配株主と利害関係のない公認会計士による株価算定評価書を平成23年11月15日に取得していることから、本投資有価証券売却は少数株主に不利益を与えるものではないと判断しております。また、本投資有価証券の譲渡先は2社であり、当社の支配株主と支配株主でない企業、それぞれに同株数・同価格にて売却しており、公正性及び適切性が保たれていると判断しております。

また、本投資有価証券売却に係る当社取締役会の決議に際し、当社取締役である藤井一芳氏は売却予定先のひとつである興和株式会社の取締役常務執行役員総務部長を兼務しており、また当社取締役である早川和美氏は興和株式会社の執行役員国内統轄部長を兼務しているため、公正性を期すため、当社取締役会での当該議案の審議及び決議に参加していません。

したがって、本投資有価証券売却は、上記「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に適合しております。

なお、当社が平成23年5月31日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

当社は上場企業として一定の独立性を確保し、親会社である興和株式会社との取引においても一般取引と同様、公正かつ適切に行っており、支配株主に利する取引、当社ひいては少数株主に不利益な取引はないと考えております。

当社は、本投資有価証券売却の公正性及び適切性を、平成23年12月22日に支配株主と利害関係のない独立役員である監査役の一柳守央氏から、本投資有価証券売却は、当社及び支配株主と利害関係のない公認会計士による株価算定評価書を平成23年11月15日に取得していることや、当社の支配株主でない企業に、支配株主と同株数・同価格で売却すること、さらには当社の業績や財政状態等から判断して財務体質の改善が必要であり、当社の企業価値を向上させていくためには、本投資有価証券売却が必要であることから、少数株主に不利益を与えるものではないと判断される旨の意見を口頭で取得し、平成24年1月26日開催の当社の取締役会において十分に審議し、本投資有価証券売却が支配株主に利する取引、又は当社ひいては少数株主に不利益な取引に該当しないことを確認した上で、取締役会の決議をもって決定しております。

以 上